

平成28年第2回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成28年 2月24日 水曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 28名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

6番 仲里敏夫委員 7番 仲里長造委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する買受適格証明願いについて

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃借権の設定)

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第6 議案第5号 農地利用配分計画案に関する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第9 議案第8号 非農地証明願について

平成28年第2回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年 2月24日 火曜日 14時00分から16時00分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (28人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (2人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		×
9	上地 洋美		×	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

6番委員 仲里 敏夫

7番委員 仲里 長造

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 池田 良永 次長兼農政係長 上地 寿男
 農地係長 川満 邦弘 主査 豊見山 徹 調整官 川満 秀盛

開 会 14時00分

閉 会 16時00分

議長 ただ今から、平成28年第2回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は28名で、定数に達しておりますので宮古島市会議規則第11条により総会は成立
しております。本日2名欠席の旨、通知がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第
14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、6番 仲里敏夫委員、7番 仲里長造委員にお願いいたします。なお、本日の会議書
記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めた
いと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、日程第2議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）
について」を議題といたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）は4件でございます。ま
ず、受付番号1番から4番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から4番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から4番は、議案書5ページから8ページの調査書のとおり、農地法第3条第2
項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならび
に説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願い
いたします。

14番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、ヤマダ電機の南約100mに位置します。申請人本人は、サトウキビ作中心ではあ
りますが、ハウスでメロン栽培もしております。現在、当地はサトウキビの収穫をしておりま
した。

15番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、千代田ゴルフ場前の県道平良・新里線を上野小学校向けに3kmほど行きますと、左
側に市営豊原団地があり、団地隣の圃場整備灌漑地区で、現在は来期収穫予定のサトウキビ

が植え付けされております。

申請人本人は、これまでも規模拡大を図って土地を取得し、キビ作に励んでおります。

26番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、伊良部島のやや中央に位置しており、整備済みの上原地区内になります。

本人は、カボチャ・枝豆・オクラ等の栽培をしております。

17番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は伊良部の牧山、豊見氏親石碑がございます。そこから南へ300mに位置しています。

現在は、今期収穫予定のサトウキビが植え付けられております。周辺もサトウキビ畑が広がっています。本人は、サトウキビ作の規模拡大を予定しております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から4番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。

次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用賃貸借権の設定）について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用賃貸借権の設定）は1件でございます。まず、受付番号5番の説明をいたします。

【議案第1号、受付番号5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号5番は、議案書9ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は2箇所です。710-1は、更竹病院から城辺方面へ300mほど行きますと、左手に農業用施設があります。その裏手に位置します。

1129番は、710-1の土地から更に300mほど行きますと平良商店を100m東の裏手に位置します。現在は、収穫予定のサトウキビが植えられておりました。申請人本人は、夫婦でハーブや野菜を作りたいという事です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用貸借権の設定)」受付番号1番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)は、3件でございます。
まず、受付番号6番から8番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号6番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号6番から8番までは、議案書10ページから12ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)」受付番号6番から8番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第3議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題といたします。5件の案件がございますので、担当委員より議案の説明と現地調査の結果をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、市街地から西辺の方へ県道を行きますと左側に大米給油所があります。その手前、右側に三光タクシーがあり、その東側約60mに位置しています。
申請人本人は、畜産経営をしており、これまで草地を借入れておりましたが、今回購入したいという事であります。

4番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、先程1番委員から説明がありました同じ場所です。申請人本人は、現在は添道の方でサトウキビを栽培しておりまして、今回購入して規模拡大を予定しております。

19番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、空港・高野線を一周道路へ向かって、一周道路に出る500mほど手前、高野部落に入る左側に位置しております。

現在は、果樹が植えられていて観葉植物等もあり、重機を入れないとキビは作れないと思いますが、本人はキビ作を予定しております。

20番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、19番委員から説明のあった同じ場所であります。本人は自作54a、小作70aのサトウキビ作をしております。

農業する上での農機具はそろっております。労働力も夫婦と息子2人が休日手伝う事から十分だと思われまます。取得後は、重機を入れ抜開しサトウキビを植える予定だということです。

21番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、先程1番委員から説明のあった場所と同じであります。

本人は、現在はサトウキビを中心に栽培しております。農業する上での農機具もそろっており取得後はサトウキビを植える予定であります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願ひ」受付番号1番から5番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、3件でございます。まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

12番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、福嶺の吉野集落センターより南東約600mに給水ポンプがあり、その東約200mに位置します。現在は、サトウキビの夏植えが植え付けされていました。
事務局から説明のありましたように、議案第5号の受付番号1番と関連しております。

29番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、島中原は、与那覇の長崎たまご園のすぐ東側に位置します。現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられています。
与那覇前浜は、与那覇の墓地団地のすぐ西に位置しており、迎原は道を隔てて東に位置します。現在は、サトウキビ収穫後でした。
大道原は、与那覇のコミュニティーセンターの南の方へ約500mに位置し、現在は夏植えが植えられています。
子クラ原は、与那覇の南の方にマイパリという東急関連の畑があります。そのすぐ南に位置し現在はサトウキビが植えられています。

議長 受付番号3番については、先程事務局が説明したとおりですので進行したいと思います。

議長 休憩します。

休 憩 : 14:53

再 開 : 15:42

議長 再開します。

議長 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題といたしますが、3番 砂川博一委員が宮古島市農業委員会会議規則第12条議事参入の制限に該当しますので、一時退席をお願い致します。関係議案の終了後、入室・着席をお願いいたします。

(3番委員退席)

議長 それでは改めまして、日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議案といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は7件でございます。まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、野原越の農業試験場の東、約300mに位置しております。現在は収穫予定のサトウキビが植えられております。申請人本人は、畜産とサトウキビ作の複合経営をしており、規模拡大を予定しております。

29番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、JA下地支店の南側約300mのところにマイパマというそば屋があります。そのすぐ東側に位置しております。現在は、サトウキビの収穫後でありまして、すぐ隣には本人の住宅があります。周辺もほとんどサトウキビ畑が広がっています。

11番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、ユートピアファームの北側、マンゴーハウスを挟んで約100mのところに位置します。現在は、申請人の経営しているマンゴーハウスに隣接していて、ハウスの規模拡大を予定しております。

12番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、新城団地入り口、通称おっぱい山の横に給水ポンプがあり、そこを東へ農村型団地の方へ向かい約300m右手に位置します。

現在は、昨年収穫したサトウキビがそのままの状態で見捨てられている状態でした。申請人本人が収穫後、トラクター等を入れて整地しサトウキビを植える予定であります。

14番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、国道390号線を友利部落から福里へ向け約500mほど行きますと右側にティダファームたらまの大きなハウスがあります。その東約500mに位置します。

下地さんの畑は、下里さんの畑にL型で囲まれておりまして、耕作上1つにまとめた方が良いという事で今回の申請となりました。

申請人の下里さんはゴーヤー・カボチャ・サトウキビ作と複合経営で頑張っております。

21番委員 受付番号6番・7番について、現地調査の結果を報告いたします。

6番の農地の所在は、西辺中学校を福山向けに約1km行きますと五叉路があります。そこを右へ添道向けに向かい、約500m行きますとT字路があり、T字路を左に入り約130m先の左側に位置しています。現在は収穫を控えたサトウキビが植えられています。

7番の農地の所在は、先程の五叉路を左へ約600mに位置しています。左側は圃場整備中、右側は整備済みとなっております、当地は現在サトウキビの収穫あとでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。次に日程第6議案第5号「農地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします

(3番委員入室・着席)

事務局 今月の農地利用配分計画案は、2件でございます。まず、受付番号の1番から2番の説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第5号「農地利用配分計画案に関する意見」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 議長ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休 憩 : 14:53

再 開 : 15:03

議長 再開します。

次に、日程第7議案第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は3件でございます。まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。

【議案第6号、受付番号1番から3番まで朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

7番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成28年2月18日に行いました。調査委員は7番 私、仲里と8番 大浦敏光委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から下地局長、池田次長、川満調整官の7人で行いました。

始めに、13時30分から13時45分まで事務局にて調査内容について調整会議、13時45分から17時20まで現地調査、4条申請3件、5条申請13件、非農地証明願5件、合計21件でありました。17時20から18時まで事務局にて調査の内容の整理を行いました。

調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。

それでは、4条・5条申請・非農地証明願について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は市営北団地の西約60mに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、住宅・原野等で分断され、10ha未満のその他の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。

次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は鏡原小学校グラウンドの西約100mに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地、第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は県道城辺線沿い中休みココストアの北側約90mに位置しています。
農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の農地の一団、第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

19番委員 現況は畑なんですか。写真で見る限りではそうでないと思われるんですが。

事務局 現実的には、違反転用の状況ではありますが、違反転用の場合は、現況証明、非農地証明を原則として出してはいけないことになっています。16ページに顛末書がありますので違反転用には該当しないという事になります。
ちゃんと理由書も付けてありますので、追認という形で許可出来るのではないかという事で今回提案してあります。ご理解のほど宜しくお願いします。

議長 他に質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第8議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は13件でございます。まず、受付番号1番から13番までの説明をいたします。

【議案第7号、受付番号1番から13番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

7番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は沖縄県合同庁舎の北、約240mに位置しています。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号2番について、現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

7番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は共和マンションから南側、約120mに位置しています。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、住宅等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に受付番号3番について、現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

7番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は沖縄総合事務局、宮古陸運事務所の南側に位置しています。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地はサンエーカママヒルズ店の東、約210mに位置しています。
農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は久松中学校グラウンド南西、約270mに位置しています。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、10ha未満のその他の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は沖縄電力の東南、約70mに位置しています。農地の広がりあり。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、10ha以上の一団の農地、第1種農地と判断いたしました。

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は東小学校の北西、約190mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にあります。農地の区分、住宅・原野等で分断されたその他の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は県営平良第2団地の南、約35mに位置しています。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、住宅・原野等で分断されたその他の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号9番・10番・11番・12番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号9番から12番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は鏡原小学校グラウンドの西、約100mに位置しています。農地の広がりあり。宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地、第1種農地ではありますが例外許可基準の集落接続で許可相当と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 例外許可基準に値するという事ですが、これについて補足で説明をお願いしたいと思います。
前回、集落で出来ない、久松・鏡原もそうなんですが、今回同時期にすべて行いますという事なんですが、参考資料の工事期間をみると全部同時期ですが、これが補償されるかどうか。
奥の方から造ってしまうそういうのがないかどうか。教えてください。

事務局 申請では同時期となっています。申請の段階で、計画書・図面等・残高証明・資金証明等も添付書類の方はちゃんと揃えられておりますので、疑う余地はないと思います。

2番委員 こういった件はたくさんあります。伊良部の長山線、旧伊良部町時代に買い上げておそらく5条申請で挙げたのが、ほとんど残っていて転売されているのが現状です。
我々も挙がってきた以上は許可しないといけないという思いはみんな一緒だと思います。
しかし、許可を出して終わりではなく、今後ともパトロールをやるべきではないかと。そうしないと一定した事が出来ないと思います。
ここは出来ているのに、何故ここは出来ないのかというような話が出てきます。
要望としては、今後このような案件が出た場合は、許可後も建築確認も随時パトロールをお願いしたいと思います。

議長 ただ今の質議の場合、要望ということなんですが、何カ所許可した中でいつまでも残しておくという形があってはいけないという事です。
委員として調査またはパトロールをやっていく件については、今後考えていきたいと思っています。
他に質議のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号9番から12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします
現場の状況、申請地は千代田カントリークラブゴルフ場の西側に隣接しております。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、ゴルフ場・道路等で分断されたその他の第1種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
日程第8議案第7号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第9議案第8号非農地証明願いについてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は、3件でございます。
まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。
【議案第8号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、入江湾の水路に面しており、塩害等で耕作に適していないため非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、雑木類に覆われ土質等も石混じりで農地としての利用は難しいため非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、原野・宅地・道路に囲まれており、面積も小さく農地としての利用は見込めないため非農地相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間島の南海岸の斜面に位置し岩石に覆われており、農地とは認められないため非農地相当と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、南側が道路から1mの高台に位置し、北側は隣接地より1.5m下に位置しております。
雑木類が繁茂し、農地としての効率的な利用は認められません。非農地相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしい
ですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その
他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年第2回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございます。

閉 会： 16:00

平成28年 2月24日

会 長 野 崎 達 男

6番委員 仲 里 敏 夫

7番委員 仲 里 長 造